

第 135 回 新潟市都市計画審議会

議 事 録

日 時：平成 26 年 8 月 1 日（金） 午後 2 時～午後 2 時 45 分

場 所：白山会館 2 階 「大平明浄」（新潟市中央区一番堀通町 1-1）

出席委員：23 名（うち代理出席委員 3 名）

幹 事：新潟市都市政策部長、下水道部長、北区長

【大井都市計画課長補佐】

定刻になりましたので、第135回新潟市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、また大変暑い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます、都市計画課課長補佐の大井と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、第24期審議会委員の最初の審議会でありますので、皆様の委嘱状を机の上にご用意させていただきました。ご確認をお願いいたします。

あわせて、資料の確認をお願いいたします。皆様に事前に配付させていただいた、議案書資料一式のほかに、本日、机上に「第24期新潟市都市計画審議会委員名簿」、「新潟市都市計画審議会条例」、「新潟市都市計画審議会運営要綱」を配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、本日の議案は、事前に配付いたしました資料のとおり、3議案となります。

第24期最初の審議会でありますので、新潟市都市政策部長よりごあいさつを申し上げ、引き続き、委員の皆様をご紹介させていただいた後、議事に入らせていただきます。

それでは、池田都市政策部長よりごあいさつ申し上げます。

【池田都市政策部長】

皆さんこんにちは。都市政策部の池田でございます。

今回、第24期の審議会の最初のスタートということで、新たに委員になられた方、それから引き続き、お務めいただく方、この2年間、よろしくお願いいたします。

我々新潟市の都市計画は、コンパクトシティということ平成20年都市計画マスタープランで舵切りをいたしまして、これまで都市計画を進めてきているわけですが、今後の2年間、人口減少、高齢化ということが、全国的なトレンドとしてはっきり目に見えてくる時期だと思っております。それに加えて、新潟市の場合、国土強靱化、津波、防災、景観まちづくり、それから農業特区、それらと都市のかかわり、都市計画をどうするかということが、2年間の新しいチャレンジとしての都市計画づくりに入ってくるかと思っております。委員の皆様方には、そういった新たなチャレンジの議論に挑んでいただけるものと考えております。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の委員名簿順にご紹介いたします。

(委員紹介)

(小口浩委員の代理出席：国土交通省地方北陸地方整備局企画部広域計画課長 舘 様)

(浅輪宇充委員の代理出席：国土交通省北陸地方整備局新潟港湾空港整備事務所長松本様)

(近田正一委員の代理出席：北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官 白砂様)

(欠席：長谷川雪子委員、松岡史郎委員)

続きまして、池田都市政策部長以外の市の幹事の出席者を紹介させていただきます。

(幹事紹介：林下水道部長、飯野北区長)

以上でございます。

議事に入ります前に、定足数についてご報告いたします。本日の審議会は委員 25 名中 22 名の委員の皆様がご出席でございます。新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

ここで報道機関より撮影の許可を求められておりますが、許可することとしてよろしいでしょうか。異議なしとのことですので、撮影を許可することとさせていただきます。

それでは、本日の議案であります「会長の選出」に移らせていただきます。新潟市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会長は委員の選挙により決めることとなっております。選出にあたり、僭越ではございますが、都市政策部長を進行役とさせていただきます。

池田都市政策部長は、議長席に移って、進行をお願いいたします。

【池田都市政策部長】

進行役を務めさせていただきます、改めまして都市政策部長の池田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第 1 号「会長の選出」に入りたいと思います。先ほど、事務局より説明がございました、新潟市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会長は学識経験のある方の中から、委員の選挙により決めることとなっております。学識経験のある方とは、お手元の名簿にございます、一番上の五十嵐由利子委員から 10 番目の山我森實委員までの 10 名の方の中から決めることとなります。皆様のご推薦や自薦による立候補をお受けしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

【岡崎委員】

引き続き、五十嵐由利子先生にお願いしてはいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【池田都市政策部長】

ただいま、五十嵐由利子委員のご推薦がございました。ほかにございませんでしょうか。

ほかにはいらっしやらないようですので、五十嵐由利子委員を会長にお願いすることとしてよろしいでしょうか。異議なしとのことでございますので、会長を五十嵐由利子委員にお願いすることで決定させていただきます。それでは、これより、五十嵐由利子委員よろしくお願いいいたします。

それでは、新潟市都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、会長が審議会の議長になることになっておりますので、これをもちまして、私の進行役の任務を終了させていただきます。ご協力、ありがとうございました。

【大井都市計画課長補佐】

ありがとうございました。ここで会長に選出されました、五十嵐由利子委員と今後の議事について打ち合わせをするお時間を少々いただきたいと思っております。五十嵐由利子委員には、会長席にお移りいただき、ほかの委員の皆様には、恐縮でございますが、少しお待ちいただきますよう、お願いいいたします。

【大井都市計画課長補佐】

お待たせいたしました。

会長よりごあいさつをいただいた後、議事を進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

【五十嵐（由）会長】

ただいま、ご推薦いただき、お認めいただきました、五十嵐由利子でございます。

会長の任務がこれで3期目かと思うのですけれども、なかなか会議の進行がうまくいかないときもあります。ぜひまたスムーズに思っておりますけれども、議論することが一つ大事なことでございますので、皆様から貴重なご意見を伺いながら、議事を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議事に入る前に、審議会の運営要綱第4条の規定によりまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。竹林昭代委員と古泉幸一委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いいいたします。

それでは、議事に移ります。新潟市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長があらかじめ指名する委員を代理者とすることとなっております。代理者、私に何かあった

ときということですが、寺尾仁委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

【寺尾委員】

こちらこそよろしく願いします。

【五十嵐（由）会長】

それでは、次に議案第2号「常務委員の指名」でございます。これも新潟市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、常務委員は、軽易な事項を処理するため、会長の指名した委員5名以内で組織することとなっております。私のほうから指名させていただきたいと存じます。

常務委員には、今、代理でお願いしました、寺尾仁委員、田中みちよ委員、遠藤哲委員、丸山朝夫委員、石井沙織委員の5名の方をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

なお、審議会条例第7条第3項の規定では、常務委員の互選により常務委員長を決めることとなっております。今、指名させていただきました、常務委員の皆様には、この審議会が終了後、少しお残りいただいて、選出を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、続いて、議案第3号「新潟都市計画下水道の変更（新潟市決定）」の審議に移ります。では、事務局、ご説明をお願いいたします。

【帆苧下水道計画課長】

下水道計画課課長の帆苧でございます。どうぞよろしく願いいたします。

これより説明させていただきます議案第3号「新潟都市計画下水道の変更」は、新潟市決定になります。

お手元には、ファイルとじの議案書、A4一枚の説明資料1、A4ホチキス留めの説明資料2を配付しております。本日、お諮りする議案については議案書のとおりでございますが、説明資料1及び説明資料2を主体に説明させていただきます。なお、説明資料1は都市計画の変更の内容を取りまとめたもの、説明資料2はその詳細であり、スクリーンで表示するものと同じでございますので、あわせてご覧ください。

3号議案の説明の前に、下水道の都市計画への位置づけや下水道の種類、新潟市の下水道計画などについて、簡単に説明いたします。スクリーンをご覧ください。

下水道は、生活環境を良好に保つための重要な都市施設の一つとして、都市計画に位置づけられています。下水道として都市計画に定めるべき事項は、「下水道の名称」、「排水区域」、「下水管渠」、そして処理場やポンプ場などの「その他施設」で、主に市街化区域内において定めることとなっています。3号議案は、赤字で示しました、「2.排水区」と「3.下水管渠」の変更になります。

都市計画に定める施設のうち、下水管渠につきましては、計画上骨格となる管渠や処理場からの処理水を河川へ放流するための管渠を定めることとしています。

次に、下水道の種類ですが、下水道には流域下水道と公共下水道があります。流域下水道は複数の市町村の汚水を処理するもので、処理場や幹線管渠を、県が都市計画決定、整備、管理する下水道であります。一方、公共下水道は、県が整備する流域下水道幹線に接続する流域関連公共下水道と、市町村が単独で処理場を持つ単独公共下水道があります。ともに市町村が都市計画決定、整備、管理を行う下水道であります。

次に、本市の下水道計画です。表示のものは、本市を簡略化し、図にしたものです。単独公共下水道として、市単独に処理場を有する船見、中部、白根の3処理区。また、流域関連公共下水道として信濃川下流流域の新潟処理区、新津処理区、西川流域の西川処理区、阿賀野川流域の新井郷川処理区に係る4処理区が計画されています。

今回、都市計画変更を行う下水道は、新潟都市計画区域内の阿賀野川流域下水道・新井郷川処理関連・新潟市北部公共下水道になります。本市全体の整備の状況についてですが、汚水の整備進捗を示す指標に汚水処理人口普及率があります。これは、公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽などの汚水処理施設の普及状況を行政人口の割合で示したもので、平成25年度末時点で85.1パーセントとなっております。

次に、雨水の整備進捗を示す指標である浸水対策率ですが、平成10年8月4日の豪雨の際に床上浸水した件数のうち、おおむね10年に1回の降雨に対応する整備が完了した区域内にある件数の割合を示したもので、平成25年度末時点で70.6パーセントとなっております。汚水、雨水ともに、これからも整備を継続していく必要がございます。

これより、3号議案について説明をさせていただきます。このたびの変更は、汚水計画と雨水計画の変更になります。主に、平成23年に新潟都市計画区域区分の変更、いわゆる市街化区域の編入がなされたことによる排水区域の追加、汚水整備手法の見直しによる排水区域の廃止、合併に伴う排水区域の見直しとなっています。

最初に汚水計画の変更から説明いたします。スクリーンをご覧ください。北区の一部を表示しております。画面上が日本海、画面左が阿賀野川、画面右が新潟東港、中央の緑の線が国道7号、左下の緑の点線がJR白新線になります。黒いハッチの区域は、すでに都市計画

決定されている排水区域です。今回、図の①から⑤に示す地区の変更になります。赤いハッチの区域を新たに排水区域に追加と見直し、黄色いハッチの排水区域を廃止いたします。それでは、個々の区域について、拡大した図面で説明いたします。

はじめに、①新潟南浜処理分区です。スクリーンをご覧ください。画面下の緑色の線が国道 113 号、画面上の緑色の線が県道島見濁川線になります。赤色で囲まれた区域約 52 ヘクタールを追加いたします。平成 23 年に市街化区域に編入された区域であり、下水道についても都市計画に位置づけるものです。県道南側は、既設の新潟医療福祉大学で、県道北側については、同大学のグラウンドなどの整備予定地です。黄色で囲まれた区域約 4 ヘクタールについては、将来的に開発の見込みのない地区であるため、排水区域を廃止いたします。

次に、②新潟東港処理分区です。スクリーンをご覧ください。画面下の赤い丸が、国道 7 号豊栄インターチェンジ、画面右側は福島潟放水路、新潟東港になります。赤色で囲まれた区域約 34 ヘクタールについては、合併前の旧新潟市と旧豊栄市との行政区域の分けにより、排水区域も分かれていましたが、本来、一体的であることから、豊栄東港処理分区を新潟東港処理分区へ排水区域を変更します。黄色で囲まれた区域約 8 ヘクタールについては、新潟東港と福島潟放水路の整備が完了したことにより水路用地となったことから、排水区域を廃止いたします。

次に、③新潟新崎処理分区です。スクリーンをご覧ください。画面の赤い丸が、国道 7 号濁川インターチェンジ、画面左が新井郷川になります。黄色で囲まれた区域約 27 ヘクタールについては、地域に最も適した汚水処理手法の選択を行い、排水区域の決定を廃止いたします。

次に、④新潟新崎処理分区と豊栄早通処理分区です。スクリーンをご覧ください。画面左が新井郷川、画面中央の緑の点線が、JR 白新線、赤い丸が早通駅になります。赤色で囲まれた区域約 11 ヘクタールについては、合併前の旧新潟市と旧豊栄市との行政区域の分けにより、新潟新崎処理分区となっていました。合併後、豊栄早通処理分区へ排水区域を変更するものです。

最後に、⑤新潟松浜処理分区です。スクリーンをご覧ください。画面左が阿賀野川、右が新井郷川になります。赤色で囲まれた約 23 ヘクタールを追加します。こちらも平成 23 年に市街化区域に編入された区域であり、西名目所土地区画整理事業により、宅地開発に合わせ汚水整備を行っております。

以上より、追加決定区域が約 120 ヘクタール、廃止決定区域が約 84 ヘクタールとなり、既決定区域約 1,991 ヘクタールから約 2,027 ヘクタールに変更となります。

また、下水道の都市計画決定について、全国的な取り扱いの方針が示され、都市計画決定

で定める幹線管渠については、平成8年度までは、下水排除面積が100ヘクタール以上の管渠を位置づけることとされていましたが、平成9年度より下水排除面積が1,000ヘクタール以上の管渠が都市計画決定の対象となりました。このことについて、模式図で説明いたします。スクリーンをご覧ください。

下水道管渠と、下水の排除面積の関係を示しております。Aの排除面積は100ヘクタール、Bの排除面積は100ヘクタール、そしてCの排除面積は800ヘクタールとなっております。平成8年度までは、下水の排除面積100ヘクタール以上の管渠となる赤で示したbからdの管渠を幹線管渠として、都市計画決定しておりました。平成9年度からbからcの管渠を廃止し、1,000ヘクタール以上を受け持つこととなる、赤で示したdの管渠を幹線管渠として都市計画決定することとなりました。

新潟市北部公共下水道でも、1,000ヘクタール未満となる松浜污水1号幹線、太夫浜污水1号幹線、東港污水1号幹線、新崎污水1号幹線を廃止いたします。なお、幹線管渠の廃止を行っても、管渠の計画がなくなるわけではありませぬので、事業に支障をきたすものではございませぬ。

引き続き、雨水計画の変更についてもご説明いたします。スクリーンをご覧ください。汚水と同様に黒いハッチの区域は、すでに都市計画決定されている排水区域です。今回、図の①から④に示す地区の変更となります。赤いハッチの区域を新たに排水区域に追加し、黄色いハッチの排水区を廃止します。また、排水区域の変更により、黄色の点線は、排水区域の境界線の廃止で、赤色の点線は、新たな排水区の境界線となります。それでは、個々の区域について拡大した図面で説明いたします。

はじめに、①豊栄東港排水区です。黄色で囲まれた区域約8ヘクタールについては、先ほど説明しました汚水計画の排水区域の廃止と同様に、新潟東港と福島潟放水路の整備が完了したことより水路用地となったことから、排水区域の廃止をいたします。

次に、②濁川第1及び第2排水区です。黄色で囲まれた区域約27ヘクタールは、先ほど説明しました汚水計画の排水区域の廃止に伴い、雨水計画の排水区域を廃止するものです。

次に、③西名目所排水区です。赤色で囲まれた約23ヘクタールを追加します。こちらも平成23年に市街化区域に編入された区域であり、西名目所土地区画整理事業により、宅地開発に合わせ雨水整備を行っております。

次に、④松浜第1及び第2排水区です。雨水計画を見直し、これまでの松浜第1排水区と松浜第2排水区の排水区域の区割りを変更します。黄色の線は、排水区域の区割りの境界線の廃止で、赤色の線は新たな排水区域の区割りの境界線となります。なお、松浜第1排水区と松浜第2排水区の合計面積の変更はありません。

以上より、追加決定区域が約 23 ヘクタール、廃止決定区域が約 35 ヘクタールとなり、既決定区域約 1,852 ヘクタールから約 1,840 ヘクタールに変更となります。

変更の内容につきましては、以上となりますが、ここで、議案書の説明をさせていただきます。議案書の議案第 3 号のインデックスがついた 1 ページ目をご覧ください。議案書では、都市計画に定める事項のうち、変更する事項のみ、変更後の内容を記載しております。「2. 排水区域」に、変更後の汚水及び雨水の排水区域面積を記載しております。「3. 下水管渠」に、変更後の下水管渠を記載しています。また、理由欄に記載の事項は、これまで説明しました新潟都市計画下水道の変更の概要になります。

次のページから A3 判を折り込んだ総括図、計画図を添付してございます。議案第 3 号参考資料をご覧ください。1 ページから 5 ページは、新旧対照表になっております。表の上段、括弧内は、すでに決定されている数字などになっております。6 ページ以降の「都市計画の案の理由書」については、これまで参考資料により説明しました内容となっております。以上、議案書及び参考資料について、説明させていただきました。

続きまして、都市計画の手続きの状況について説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。素案の縦覧を、平成 26 年 5 月 9 日から 5 月 23 日までの 2 週間実施いたしました。縦覧者は 1 名、意見申出書の提出はありませんでした。公聴会は、6 月 21 日に予定しておりましたが、素案の縦覧の際に意見申出書の提出がなかったため、新潟市都市計画公聴会規則第 5 条に基づき中止しております。また、案の縦覧につきましては、平成 26 年 6 月 30 日から 7 月 14 日までの 2 週間で実施し、縦覧者はなく、意見書の提出はございませんでした。

以上で第 3 号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【五十嵐（由）会長】

ありがとうございました。では、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

【五十嵐（完）委員】

一つだけ単純な質問ですが、新潟新崎処理分区の排水区域で汚水整備手法の見直しによる廃止ということで、今回あげられていますけれども、当初、ここの区域を区域設定したわけです。今回整備手法の見直しによって見直すということですが、そうしますと当初、ここに設定したという理由が、なぜ今日、変更が必要になったのかということはいかがでしょうか。

【帆苅下水道計画課長】

新崎処理分区につきましては、下水道の上位計画であります、流域整備総合計画によって、もともと位置づけました。下水道で処理するべきということで、平成5年に位置づけておりましたけれども、その後、下水道につきましては、経済的な部分まで考えていかなければならないということで、こちらの地区につきましては、主に公園、野球場、一般の住居等が4世帯、事業所が8事業所となっております。経済的な汚水整備を進めるうえでは、公共下水道による整備ではなく、例えば、合併浄化槽などの方がより経済的だと判断されましたので、このとおり廃止させていただくということでございます。

【五十嵐（由）会長】

よろしいでしょうか。

【五十嵐（完）委員】

当初は、ここはやはり下水道が必要だということで、開発がもっと一般住宅も含めて、進むだろうという見通しで、この地域が設定された。しかし、そうはならなかったという理解でいいですか。

【帆苅下水道計画課】

はい。水質等の問題もございますが、事業所に関しましては、もうすでに浄化槽で対応していただいておりますし、事前に事業所にもご説明に上がって、汚水処理については今の方式でよろしいということで了解をいただいております。

【五十嵐（由）会長】

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見がないようであれば、第3号議案「新潟市都市計画下水道の変更」について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。異議なしということでございます。ありがとうございました。それでは、議案第3号「新潟都市計画下水道の変更（新潟市決定）」については、原案のとおり決定いたします。

今日は、以上で審議内容は終わりでございます。特になければ、終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、本日の都市計画審議会を終了させていただきます。ご協力、あ

ありがとうございました。

【大井都市計画課長補佐】

どうもありがとうございました。

本日は、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。